

平成23年12月14日

一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC)の設立と SGEC認証制度の見直しについて

この度、SGECは、12月14日に総会を開催し、持続可能な森林経営を広く普及し循環社会の構築に向け、より完成度の高い認証制度への発展を目指して、組織の一般社団法人化と認証制度の見直し・改善を決議し、SGEC認証制度として次のステージに歩を進めることとなりました。

さて、現行の『緑の循環』認証会議(SGEC)は、資源循環型社会の実現を目指し、森林・林業・木材産業界はもとより、環境NPO、経済界、研究者など74団体等の参画を得て、2003年に、国内認証制度として設立されました。

現在、SGEC認証制度は、発足後8年が経過しましたが、約90万HAの認証森林とその認証森林から生産された木材の流通・管理を担う約400のCoC管理事業体のもとで、認証材のネットワークを組織し、様々な国産認証製品を提供しております。

このような中、認証森林及び認証材の流通・管理を担うCoC管理事業体は、ほぼ全国に分布し、本制度を全国的に展開していく基盤はおおむね構築されたものと考えております。

しかし、今日、制度の基礎的基盤を構築する段階から、制度の本格的な普及・定着を推進する段階を迎え、より完成度の高い制度を目指した見直し・改善が課題となっております。

このような状況のなか、20年度には、「SGEC 森林認証制度検討委員会」を設置し制度的課題と組織戦略について報告書を策定し、21年度及び22年度には作業部会を設置して同報告書に基づき具体的な見直し検討作業を実施してまいりました。

今般、12月14日に開催した新法人の総会において、20年度以来の検討結果を踏まえ、次に示す事項を概要とする認証制度の見直し・改善を決議したところであります。

その1点目としては、SGECの組織について、現行の任意団体から、非営利型の一般社団法人に改め（11月24日設立登記）、その運営については、正会員として各界のステークホルダー方々の入会を求めるとともに、この制度の発展を支援していただく賛助会員への入会を広く求めることといたしました。

また、現行制度で規定する「評議会」を第3者機関としての性格を有するアドバイス機関に改組し「評議委員会」として存続させることと致しました。

その2点目としては、認証制度について、SGECが公正・公平・公開の手続きのもとで認証スキームを策定し、認証機関は独立の機関としてSGECが定めた認証スキームに基づき適合性評価に関する国際基準に準じた認証業務手順のもとで公平・公正に認証業務を行うシステムと致しました。

その3点目としては、認証規格（森林管理認証基準・指標・ガイドライン及びCoC認証ガイドライン）について、認証実績、各ステークホルダーの意見、更に、改正政府間プロセスはもとより、国際認証管理機関の認証

規格との比較検証を行い、その見直しを行いました。

更に、今後の問題として、世界の森林認証がFSCとPEFCに二極化する中で、今回の制度見直しによる改善認証システムの普及・定着を図り、次の段階として、SGEC認証制度のアイデンティティーの堅持を前提に、国際森林認証制度との相互承認について検討を進めることと致しました。

今後、SGECが、認証制度の見直し・改善を円滑に進め、求められる役割を十全に果たしていくためには、各界各層の方々のご支持をいただかなければなりません。

つきましては、各位の新生SGEC認証制度に対するご支援・ご協力を賜りますことを心からお願い申し上げます。

一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC)

会長 佐々木恵彦

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル4F

TEL 03-6273-3358 FAX 03-6273-3368

E-mail info@sgec-eco.org H P <http://www.sgec-eco.org>